

第 2 節

市民と行政が一体となった 協働のまちづくり



第1項

市民協働のまちづくりの推進

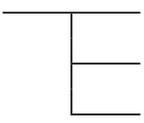
現状と課題

○近年、市民の価値観は、物の豊かさから心の豊かさを重視するライフスタイルへと変化し、市民ニーズも高度化・複雑多様化しています。また、地方分権の進展により地域の特性に応じた自主的なまちづくりが求められています。一方、NPO法の制定を契機として、ボランティアやNPO¹などによる社会参加活動が活発となってきており、市民のまちづくりに対する意識が高まっています。

- 今後は、市民と行政が対等なパートナーとしてお互いの立場や役割を尊重し、共に考え、決定し、行動する協働の意識を高めていくことが大切です。このため、行政の透明性を高め、情報の共有化を図るとともに、町内会などの市民自治組織とNPO、ボランティア団体など市民活動団体の支援により、市民・行政双方の協働関係を重視した仕組みづくりを進める必要があります。
- 市民の声を行政に反映させるため、パブリックコメント²の実施のほか、市政懇談会の実施や各種計画策定の際、策定委員会等の委員公募にも取り組んでいます。

施策の体系

市民協働のまちづくりの推進

- 
- 1 市民参画と協働のシステムづくり
 - 2 市民の自治意識の高揚
 - 3 活動の場の環境整備

施策の内容

1 市民の参画と協働のシステムづくり
今後ますます、自己責任と自己決定に基づく自治運営が求められることから、地域とともに協働し、特色を生かした個性的なまちづくりを推進していく必要があります。

このため、コミュニティ意識の更なる醸成を図り、市民と行政が一体となったコミュニティの推進に取り組むための場の設置など、市民活動拡充の環境整備に努めます。

また、計画等の策定時には、積極的な情報の提供を行うとともに、策定委員会等の委員公募の充実や会議の公開など、政策形成過程への市民参加を推進します。

¹NPO Non Profit Organization の略。利益を目的としない組織(民間非営利団体)のこと。

²パブリックコメント 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのこと。

2 市民の自治意識の高揚

地域社会の抱える問題をそこに住む住民自らが解決し、住みよい環境を築き上げようとする自治意識を高める必要があります。

市民との協働によるまちづくりをより一層推進するため、市民と行政の役割を明確にし、地域間や地域内の連携強化などに努めます。

3 活動の場の環境整備

地区市民委員会や町内会など様々な領域のコミュニティ活動について、地区コミュニティセンターを核とした、地域活動の環境整備を行います。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
NPO法人設立数	13 法人	20 法人	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民との協働によるまちづくりへの取組成果を表す指標です。現在のNPO法人数の50%以上の増加を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
神立地区コミュニティセンター管理運営	・指定管理者による効率的な運営
NPO、ボランティア団体との連携強化	・連携・協働事業等に関する情報の収集・提供 ・NPO、ボランティア団体の育成と協働のまちづくりの推進

施策を推進する主な所管部署

○市民活動課 ○企画調整課 ○行革情報政策課

第2項

心豊かな生活を営めるコミュニティの形成

現状と課題

○核家族化の進行や個人の生活を重視するライフスタイルの広がりなどにより、人々との繋がりが希薄になっており、地域における住民活動の衰退が見られます。活力ある地域活動を形成するために、従来から地域に根差した自治会や公民館を中心とした活動により、住民の相互交流を図ることが必要です。

○新しい形のコミュニティとして同じ目的を持った市民による地域づくり団体の活動が芽生え始めており、その育成・支援が必要です。

施策の体系

心豊かな生活を営める
コミュニティの振興



施策の内容

1 コミュニティ活動の支援

コミュニティ意識の啓発、リーダーの育成や情報の提供などに努めるとともに、活動に対する相談、指導等の充実を図ります。

2 コミュニティ組織の充実

町内会や地区市民委員会、ボランティアなど市民の重要な役割を担っているコミュニティ組織の充実を図ります。

3 市民ネットワークの推進

コミュニティの活性化と住みやすいまちづくりの推進を目指し、地区コミュニティセンターとともに連携・パートナーシップを確立するための市民ネットワークづくりを進めます。

4 コミュニティ施設の整備

コミュニティ活動の拠点となる地域公民館については、地域住民の十分な合意形成とコミュニティ施設の必要性に応じて整備を支援します。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
町内会（自治会）加入率	88.9%	90%	個別	◎	△	◎

【考え方】住みよいまちの基礎となるコミュニティの形成状況を表す指標です。より有意な地域コミュニティの形成を目指し90%の加入率を目標とします。

主要事業

事業名	事業の概要
コミュニティ活動の推進	・わがまち活性化推進事業
コミュニティ施設の整備	・地域コミュニティ施設新築等補助事業

施策を推進する主な所管部署

○市民活動課



コミセンまつり

第3項

一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の促進

現状と課題

- 本市におけるNPO¹やボランティア活動の活発化を踏まえ、市としての総括窓口を設置し、地区コミュニティセンターとともに、情報収集や人材育成、活動支援体制の拡充に努めています。
- 市民参加による各種ボランティア活動を推進するため、活動参加の啓発と活動推進のための様々な支援を行っている社会福祉協議会内ボランティアセンターへの活動支援を行っています。
- 平成14年度から「人材バンク制度²」を開設し、市民相互の自発的学習活動を支援しています。今後は、活動の場を充実していく必要があります。
- 団塊の世代の地域における活躍の場を広げるための仕組みづくりを進める必要があります。

■土浦市ボランティア連絡協議会登録団体一覧

(平成19年4月1日現在)

No	団体名	No	団体名
1	七草の会	13	紫峰会
2	六好会	14	新治ふれあいボランティア
3	こもれびの会	15	新治そばボランティア
4	さわやか	16	土浦朗読の会
5	やまびこの会	17	土浦手話の会
6	たまき会	18	ひまわりの会
7	ふたば会	19	土浦市更生保護女性会
8	コスモスの会	20	小町の会
9	さくら会	21	たんぼぼの会
10	かすみ会	22	土浦美容ボランティア
11	むつみの会	23	土浦おはなしポケット
12	よつわの会	24	土浦市いきいきヘルス体操指導士の会（かたつむりの会）

資料：土浦市社会福祉協議会

施策の体系

一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の促進

- 1 ボランティアの育成支援
- 2 ボランティア活動のPR
- 3 ボランティア活動の場の充実

¹NPO Non Profit Organization の略。利益を目的としない組織(民間非営利団体)のこと。

²人材バンク制度 これまで身につけたり学んだりしてきた様々なことを「今度は自らが講師となって教えてみたい」と思っている方に登録していただき、それを学びたい方やグループなどに紹介することで、市民の皆様の生涯学習活動を支援する制度。

施策の内容

1 ボランティアの育成支援

市民によるまちづくり活動を進めていくため、ボランティアやNPOなど市民の主体的な社会活動を支援していきます。

また、様々なボランティア育成事業を行っている社会福祉協議会ボランティアセンター活動の支援と連携を図ります。

さらに、団塊の世代の人々が地域社会に溶け込むための受け皿づくりを推進します。

2 ボランティア活動のPR

広報紙や市のホームページ等による広報活動の充実を積極的に図るとともに、ボランティアに関する情報ネットワークの充実を図ります。

3 ボランティア活動の場の充実

人材バンクの充実を図るとともに、活躍の場づくりに努めます。

また、ボランティア活動のコーディネーター役である社会福祉協議会ボランティアセンターの支援により、ボランティア登録者の活動の活発化を図ります。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
人材バンク制度登録者数	56人	100人	個別	◎	○	◎
【考え方】まちづくりに対する市民の自発的活動の状況を表す指標です。団塊の世代などの退職者が多く見込まれる中で、学習活動における指導者としてより多くの市民に活躍してもらうことを目標とします。						
人材バンク活動回数	63回/年	100回/年	個別	◎	○	◎
【考え方】まちづくりに対する市民の自発的活動の状況を表す指標です。登録者一人に対し、年間1回の活動が行われることを目標とします。						
ボランティアセンター年間登録者数	1,733人	2,200人	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。住民基本台帳人口構成比で現在の1.45%→1.55%程度を目標とします。						
ボランティア養成講座修了者数	105人	200人	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。時代の要請に応える新規講座を開催と既存講座のさらなる創意工夫により修了者の増加を目標とします。						
公民館ボランティアの育成数	0団体	8団体	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。市民の学習活動を支援するボランティア活動のため、各公民館でボランティア団体を育成することを目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
ボランティアの育成	・人材バンク制度の充実 ・ボランティアセンター事業の充実

施策を推進する主な所管部署

○市民活動課 ○生涯学習課 ○社会福祉協議会

第4項

行政の透明化を進める情報提供の推進

現状と課題

- 情報化社会の進展に対応する自治体業務の電子化が課題となっています。
- 情報公開条例及び個人情報保護条例の制定やパブリックコメント制度¹の実施等により、市保有の行政情報に市民が接する機会が増え、情報に関する諸制度の適正な運用と充実が求められています。
- 「広報つちうら」の更なる紙面の充実と「こんにちは市長さん」「Eメールによる市政提言」等による、市民からの要望・相談等に対して、迅速な対応が必要です。

施策の体系

行政の透明化を進める 情報提供の推進



施策の内容

1 情報公開制度の充実等

情報公開条例と個人情報保護条例を適正に運用するとともに、情報公開制度と個人情報保護制度の充実を図ります。

さらに、新たな施策の立案や制度の導入などに当たっては、パブリックコメントを含め様々な手法を用い、広く市民からの意見を求めます。

2 広報活動の充実

月2回発行の「広報つちうら」をはじめとする各種刊行物、CATV、インターネットなどの媒体を通して市政情報を発信するとともに、新聞、テレビなど報道機関への情報提供に努めます。

3 広聴活動の充実

市政に対する意見・要望・相談等については、公平・的確かつ迅速な対応を図り、市民の行政に対する信頼確保に努めます。また、「こんにちは市長さん」「市政懇談会」「模擬議会」などを通して、市民の意向の把握に努めます。

¹パブリックコメント(制度) 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのこと。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
土浦市ホームページアクセス件数	66万件/年	90万件/年	個別	○	○	◎

【考え方】 広報活動の充実への取組成果を表す指標です。市民との情報を共有する手段として、これまで以上に内容の充実を図り、約1.4倍増を目標とします。

主要事業

事業名	事業の概要
広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙の充実とわかりやすい情報の発信 ・ホームページ、ケーブルテレビ等多様な媒体を活用した情報の発信 ・市政広報ビデオ、市勢要覧の作成
広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種懇談会の実施・審議会等の市民委員の公募 ・パブリックコメント制度による市民の意見の反映

施策を推進する主な所管部署

○行政情報政策課 ○広報広聴課 ○総務課



広報つちうら

第5項

男女共同参画社会づくりの促進

現状と課題

○男女平等に向けた法律や制度の整備は着実に進められていますが、性別によってその役割を固定的にとらえる考え方が今なお残っているため、男女共同参画に向けた意識の醸成が必要です。

○女性の政策・方針決定の場への参画が男性と比べて少ないことから、女性の意見をより反映する方策が求められています。

○男女が共に仕事と家庭生活とを両立できるようにするために、日常生活における家事や育児等を男女双方で担える環境を整備することが課題です。

■審議会等における女性委員の割合

(各年1月1日現在)

区分 年	全委員数 (人)			付属機関における委員数 (人) 【地方自治法 202 の 3】			行政委員会における委員数 (人) 【地方自治法 180 の 5】			その他の委員会等における委員数 (人) 【市規則・要綱】		
	うち女性	割合 (%)		うち女性	割合 (%)		うち女性	割合 (%)		うち女性	割合 (%)	
14	1,433	311	21.70	365	65	18.52	43	4	9.30	1,025	242	23.61
15	1,435	308	21.46	366	68	18.58	43	4	9.30	1,026	236	23.00
16	1,475	310	21.02	325	62	19.08	43	4	9.30	1,107	244	22.04
17	1,194	269	22.53	341	65	19.06	42	5	11.90	811	199	24.54
18	1,068	240	22.47	331	63	19.03	41	5	12.20	696	172	24.71
19	1,287	273	21.21	420	79	18.81	55	6	10.91	812	188	23.15

資料：男女共同参画課

施策の体系

男女共同参画社会づくりの推進

- 1 男女の人権の尊重と男女の共同参画に向けた意識改革
- 2 政策・方針等の立案及び決定過程への共同参画
- 3 職場・家庭・地域社会における共同参画の推進
- 4 心身の健康づくりの確保
- 5 国際理解と協力の促進

施策の内容

1 男女の人権の尊重と男女の共同参画に向けた意識改革

男女の人権擁護を推進するとともに、男女共同参画意識の醸成に努めます。

2 政策・方針等の立案及び決定過程への共同参画

政策・方針等の決定の場への男女共同参画の促進を図り、意思決定の場における男女平等を推進します。

3 職場・家庭・地域社会における共同参画の推進

女性の就業を支援するとともに、仕事と家庭・地域活動の両立に向けた環境整備を推進し、また、家庭生活及び地域生活における男女共同参画を推進します。

4 心身の健康づくりの確保

母体保護に関する知識の普及・啓発に努めます。また、生涯を通じた男女の健康づくりを支援します。

5 国際理解と協力の促進

男女共同参画は、国際的な取組とともに進められていることから、国際理解と協力の促進を図ります。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
市の審議会等に占める女性委員の構成割合	21.2%	30.0%	計画	◎	◎	◎

【考え方】男女共同参画社会の実現状況を表す指標です。これまで以上に市の政策・方針等を決定する場に女性の参画機会を拡大するため、女性委員の構成割合を30%以上にすることを目標とします。

主要事業

事業名	事業の概要
男女共同参画の推進	・第2次つちうら女性プラン21の推進及び男女共同参画推進計画の策定

施策を推進する主な所管部署

○男女共同参画課

第6項

人権を尊重する意識の醸成と平和意識の啓発

現状と課題

○人権侵害をなくし、人権を尊重する社会を創造するために、人権意識の高揚を図り、人権教育を推進することが必要です。

○非核平和都市宣言を踏まえ、市民一人ひとりが平和に関する意識を高め、戦争のない平和な世界を求める取組を推進する必要があります。

施策の体系

人権を尊重する意識の醸成と平和意識の啓発

- 1 人権尊重の社会づくり
- 2 平和の推進

施策の内容

1 人権尊重の社会づくり

児童生徒の人権感覚や人権意識を醸成するために、教職員の人権に対する理解と意識・指導力を高め、教育活動の充実を図ります。

市民の人権を尊重する意識の高揚を図るため、県の人権啓発推進センターとの連携を図り、啓発活動を行うとともに各種研修への参加を進めます。

2 平和の推進

平和の大切さを発信できる児童生徒の育成、平和に関する資質の啓発に努め、平和希求の心を養う平和教育を推進します。

広島市平和祈念式典への市民参加、非核平和パネル展、非核平和宣言都市看板の設置などを進め、意識啓発を推進します。また、戦争体験資料などの収集・保存に努めます。

主要事業

事業名	事業の概要
平和の推進	・広島市平和祈念式典への市民参加

施策を推進する主な所管部署

○総務課 ○生涯学習課 ○指導課